

京都家庭裁判所委員会（第22回）議事概要

1 日時

平成26年6月25日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

内田雅子，岡田愛，草地邦晴，河野清孝，惣脇美奈子，刀禰隆司，内藤卓，中村葉子，西田敏光，波床将材，林隆憲，藤田治久，松村淳子（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

河端少年部上席裁判官，鈴木家事部裁判官，春田首席家庭裁判所調査官，松本家事首席書記官，住野少年首席書記官，藤田事務局長，大垣事務局次長，栗田事務局総務課長，平手事務局総務課課長補佐，大浦事務局総務課庶務係長

4 テーマ

家庭裁判所における広報活動の在り方について

5 意見交換（ は委員長， は委員。 は裁判所からの説明）

机上のパンフレット，先ほどの説明等で御不明の点，あるいは何か御意見がございましたらお話しただけましたらと思います。

また皆さんの所属されるそれぞれの団体等の広報活動について裁判所が役に立つであろうという点がありましたら，御紹介いただければと思いますが，いかがでしょうか。

私は，今まで捜査，公判に携わってきましたが，自分が誠実に仕事をするのが広報だと考えてきました。京都では法教育について教育委員会も熱心に取り組み，仕事を知るといふ形での申込みがたくさんあります。総務部には女性検事がいまして，いろいろな中学校に行き，仕事を説明しています。また，検察庁で仕事の体験をしたいという職場体験の申込みもありまして，3日間プログラムとして実施した中学校があります。学校としては仕事の内容に加えて，学校の法教育，すなわち，法に従うことルールに従って生活することを教えたいという要望があります。そうしたことにも配慮するためには，検察庁だけでは，なかなか全体としての手続の流れが教えられません。そこで，地方裁判所で，簡単な1回結審の事例を傍聴させて

いただき、法廷の見学、傍聴をした後、裁判官に子供たちの質問を受けていただきました。そして、京都刑務所にも子供たちを案内できる範囲でお願いしまして、刑務作業を遠目で見せていただき、また刑務官に質問を受けていただきました。このように手続全体を知ってもらうために、いろんな機関の方に3日間協力いただき大変好評でした。本年8月には、教員の方も研修で来たいという申込みがあり鑑別所にもお願いしようと思っていますし、家庭裁判所にもお願いに伺おうとも思っています。やはり、手続は1つの機関だけで完結しないので、連携して広報ができると、全体像が見えますし、よく知っていただけたと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

私も以前は司法書士会の広報を担当し、ちょっと頭を悩ませていた時期もありました。司法書士会も、家庭裁判所と同様、民間の営利企業とは違い、顧客を誘引するような広報活動を行うというのは立場が違うように考えました。そうすると、やはり制度広報という形となり、そういった意味では大海に砂をまくような、余り一般の市民の方に直接届くような広報というのがちょっとできていなかったように思います。広報を行うに当たっては、情報の受け手が誰かを意識することが必要だと思います。例えばホームページ等を見ましても、裁判所などのホームページなどでは一般の市民の方を想定した内容が多いのですが、一番アクセスしているのは、多分弁護士とか司法書士の法律実務家であることが多いかと思います。一般市民向けの広報なのか、マスコミや報道関係者向けのニュースリリースなのか、弁護士や司法書士のような実務関係の情報提供なのか、あるいは研究者向けの司法統計などのデータの提供なのか、就職希望者向けのそういうイメージ広報なのか、せっかくホームページを開設されているのであれば、そういうアクセスしてくるユーザーの関心のある部分を、手厚くすることがちょっと必要になってくると思います。

また、最近どんな人でも携帯やスマートフォンを持っています。それが一般的なホームページだと、スマートフォンでは非常に見にくかったりします。実際、最近いろんな企業でもスマートフォン対応のサイトが増えてきています。家庭裁判所からの情報の提供でもホームページを使うのであれば、スマートフォンでも情報が見やすいことも考えていくとか、例えば、この庁舎の入り口のところでビデオなどが流されていますが、ホームページに動画を載せればスマートフォンでも見られますので、自宅にいながら簡単に家庭裁判所が提供している情報にアクセス可能になってきていますの

で、ちょっと考えてはどうかかなと思いました。

ほかの方、何か工夫されているところはありますか。

私どものような保育園の場合でしたら、「たくさんお子さんいらっしゃいいらっしゃい」という広報ができますので、裁判所も、もしそういうことであればいろんな方法が使えると思います。見せていただいたパンフレット等の中に、最高裁判所のものと、京都家庭裁判所独自でできることが何かあるように思いました。いらっしゃいいらっしゃいというのであれば、先ほども意見があったように、どの方が何を欲しているのかというところが必要になってくると思います。ここに来た人が、とにかく情報を見られるようにとか、パンフレットが取れるようにとかいうことじゃなくて、何を欲しいと思っているかという視点があるといいように思います。ただ、制度を知ってもらって円滑な裁判ができるようにというふうなことはそれはそれで大事だと思いますが、少し私どもが考えることとは違うかなと思いました。

最初この委員をさせていただいたとき、相談機関の所長をしておりました。そうしたときは、相談者が増えるということを目的ではなく、相談していただく方の敷居を低くするというのが目的でやっていたように思いますが、工夫というのはなかなか難しいように思っています。ただ、先ほどの広報の目的として、自分たちの業務の信頼を得るためにやるのだという言葉が気になりました。家庭裁判所の広報があるのは、法の制度、仕組みを知っていただくという部分と、何かあったときに、相談しやすい、来やすいということの部分があるのかなというふうに思います。家裁としての業務を信頼していただくというのは、広報の目的ではないと少し感じました。

また、お話を伺う中で、10月1日が法の日で、そういう週間があるということは知らなかったというのが正直なところです。その取組の週間行事として、3年間のお話をお伺いして、中身的にはすごくいいなと思ったのです。しかし、参加人数が29人、30人となると、広報としては認知されていないように感じ、広報のための広報、取組をすることの周知徹底はどうされているのかなと思いました。どれだけどんなふうに周知されているのか、それによってせっかくの取組が、うまく府民の方々、住民の方々に対して広がっていくのかなという気がするのですけれど、その辺を教えていただけたらなと思うのが1つと、実際にDVDであるとかいろんな取組をされる中で、家裁の中で広報の予算というのはどれくらいあるのかなというのがちょっと興味とし

て持った次第です。

一つ目の御質問が「広報行事の広報はどうしていますか」というものであり、二つ目は「この広報の予算は幾らぐらいなのでしょう」というものでした。

広報のための広報としては、先ほども御説明させていただいたとおり、記者クラブへの売り込みというのが、まず基本線になります。それから近所、周辺に対するポスターの掲示、交通局等も含めてございますけれども、こういった方法を利用しているのが一般的でございます。また、チラシのほうを関係機関に25カ所、区役所のほうにも配布させていただきまして、こういうことをやっておりますというような案内は差し上げているところでございます。なお、平成23年の小学校を対象にした企画、これにつきましては京都法教育プロジェクトの一環ということで、京都市教育委員会の生涯学習部が作成されている、みやこ子ども土曜塾という機関紙のほうを利用させていただきました。やはり今委員のほうからも御指摘のあったとおり、こうしたみやこ子ども土曜塾等を利用すると、比較的に申込みに関しては速やかに埋まっていくと、定員に達するというような実情でございます。

なお、このための予算というような形での明確なものはないのが実情になります。

今御紹介がありましたけども、そのチラシとかいろんな各機関に一応依頼して、法の週間行事等について周知しているかと思いますが、皆さん、余りごらんになったことはないということでしょうか。

私は知りませんでした。

私も特に覚えていないのですが、新聞に書かれていたら読みますし。広告をしたらお金がかかりますし。法の日週間などは記事になりますよね。

私もこの前にちょっと新聞に寄稿させていただきましたが、そういう関係で御紹介ありますでしょうか。

寄稿というのは年に2回で、憲法週間と法の日週間の春と秋になります。これを、家庭裁判所長、地方裁判所長、検事正、弁護士会長、地方法務局長の5人に順番に1人ずつ登場願いますので、2年半に1回それぞれの機関に書いていただいて、紙面に取り上げさせてもらうということ、かなり長いことやっております。ちょうどこの日に合わせた庁舎見学等のイベントの告知記事は、恐らく小さくは書いているように思います。しかし、今お話があったように、お金をいただいたら広告は幾らでもそれに見合った大きさにするのですけれども、記事のほうはなかなかそんな

に大きい告知記事というのは書きにくいのが実情です。

話が変わりますが、広報には、一般広報と報道対応というのがあり、今日は一般広報についてとありました。新聞社なりテレビ局から見ると、もう95%以上は裁判所や検察庁への取材上のやりとりは報道対応になり、庁舎見学のイベントの告知記事なんていうのは、数%ぐらいの重みしか置いてないというのが実際かと思っています。裁判所は、できれば関わりたくないと言うか、事件なりもめごとがない限りは、関わる必要のない場所です。検察庁さんも同様かもしれません。警察はほかにもいろいろ身の回りのことをやってくれるというのがあるので、悪いことしなくてもつき合いはありますが、裁判所は、最後の最後に判断いただくところです。私もこれまでそういう意味ではお世話になることはなかったのですが、本日のテーマが広報であるという案内をいただいて、裁判所を広報するとはどういうことなのかなと思っていました。そして、本日のご説明で、イベントに来ていただくためにPRされるというのは、非常によく分かりました。しかし、一方で、国民として知るにこしたことはないとは思いますが、裁判所がどういう仕事をしているのか、どういうときに家庭裁判所にお世話になるのかということ、知らなくてもいい人が大半なのではないかというのが正直な思いです。

弁護士会等は相談業務をかなりされていますので、私達もそれは「まちかど」欄でいろいろな無料相談がされますので、それを載せています。これは、もめごとが起こる前、あるいは起きつつある段階で相談に行くことができるので、幅広い層の人が対象になり得ます。しかし、手続は、どういう手続があってどういう審判があって、どういう裁判があってということになってくると、実際やっぱり起こしてしまった人、これはトラブルも含めてですけれども、そういう人達のみが対象になる場所のように思います。もし、事前に防ぐというところで裁判所としての機能があるのかどうかというのが気になりました。というのも、新聞社には、結構いろんな電話がかかります。近所とのもめごと、旦那さんとのもめごととかも含めて記事にしてくれと言ってかってくるのですが、ほとんど記事になりません。そういうときは詐欺まがいのことであれば、消費生活センターを案内する、あるいはそういう民事的なことであれば弁護士会を案内して、弁護士さんに相談されたらどうですかと、消費生活センターに電話されたらどうですかと言いますが、これまでに、裁判所に電話されたらどうですかというのは言ったことは恐らくないためです。

イベントについては非常によく分かりますし、それに紅葉を関係させるのは非常にいいことだし、この取っつきにくい裁判所に去年600人集められたというのはすごいなと思いました。紅葉の力もあったのでしょうから、こういうイベントを通して裁判所への理解を深めるのであれば、12月頃とおっしゃったのですが、ちょっと秋か冬か、あと季節は3つ残っていますので、すばらしい自然をお持ちですので、庭を利用して季節に1回くらい何か企画されたら、力強い、そういう何か核になるように思いました。そういうものがあれば我々のほうも、もしPR記事、告知記事を書いてほしいと記者クラブのほうにおっしゃっていただいたときも、単に裁判所見学会よりも、何かプラスアルファがついていますというほうが記事は書きやすいですし、多少は大きくなるだろうと思います。

手続案内の関係で、説明をお願いします。

家事手続の案内は、いわゆる相談業務を主体としているというわけではありませんが、各種の家事手続の申立てに関しまして、必要な書類がどの程度要るとか、例えば申立てには戸籍謄本が要るとか、住民票が要るとか、そういうような必要な書類に関しまして案内するというのを基本として行っております。

広報というと、新聞社や放送局が大切な役割を果たすのはよく分かっておりまして、今日来させていただきました。見学会に関しては、記者クラブから情報が入っているのですが、ちょっとうちも行けていませんでした。ただ、今日出たからという意味ではないですが、全国のパンフレットで紹介されているようなきれいなところでもありますし、こういう機会に皆さんに接していただけるというのは大変いいことだと思うので、できたら画を交えて、やらせていただこうかなと思いました。

やはり、一般の広報や宣伝とは異なり、顧客を囲い込むとか売上を増やすという意味の広報ではないので、ちょっと難しいとは思いました。先ほどもお話があったように、こちらにお世話にならないに越したことはないと思うのですね。ただ何かあったときに、やっぱり役に立っていただきたいというか、困ったとき、どうしようもないときにどうしたらいいかというのを分かっていたくためや、そういうときのための敷居を低くしてもらうために伝えていくというのは、とっても大切じゃないかなというふうに考えております。というのも、私自身もここに来るときも非常に堅苦しくて嫌だなと実は思っていました。また、待合室で待っていらっしゃる皆さんも、何か嫌

だな、怖いとかというイメージを持っていらっしゃるように感じました。やっぱりそういうときじゃなくて、何かお世話にならなくちゃいけないときにちょっと行ってみようかな、相談ではないのですが、こんなときどうしたらいいのだろうというようなことって、必ず何らかの形で知っておかなくてはいけないと思うのですよね。そういうときのためにしっかりとこういうふうな役割をしてくれるのだよとか、例えば、こういう手続をしたら簡単にやってくれるのだよとかいうのを、分かりやすく身近な形として伝える必要があるのではないかと考えています。そういう意味では、特に放送なんかというのは、ラジオもテレビもありますし、いろんな人が聞いているので、ある意味私たちの役割というのは大きくなるなと思います。しかし、どうしても難しいとか怖いとかというイメージの部分で止まっていると、そこで動かなくなってしまう。イメージ戦略じゃないですけども、こういうふうな形で何か役に立ってくれるよとか、一言助言をもらったとか、調停に入って迷ったとかいうふうな事例を、分かりやすくできるだけたくさん紹介させていただいたりすると、そうかそういうときにも利用できるのとかですね、言い方悪いですけど、ちょっと行ってみようかなとか、そんなところじゃないと、見学とかいうことじゃなくてうちは相談所じゃないよというふうなことになるかもしれませんけども、ただどうしようもない人たちって、結構いるのではないかなと思うのです。そういう人たちのために手を差し伸べるといふか、あるいはちょっとのぞいてみようかとか、敷居が低そうやし、ちょっと聞いてもらおうかなみたいな、もちろん一般的な施設とかじゃないので、ちょっと違うかもしれませんが、そういう開かれたという、何か話を聞いてくれそうだなというような雰囲気とかイメージ戦略みたいなものを持たれてですね、いわゆるツールとしてSNSとかホームページとかいう部分の広報だけでなく、イメージ的な部分で、もうちょっと何かやっていってくれそうだなとか、敷居が低そうやなというような部分の仕方を工夫していったら、できるだけ機会を増やしていただいて、また民事の訴訟とかにも、うまく対応できるようなことになるのではないかと思います。一般的な施設とかとは違いますので非常に難しいとは思いますが。ただ敷居が低そうだ、ちょっと話を聞いてくれそうだみたいな雰囲気はどこかのところにつくっていったほうがいいのではないかというふうに思いました。

一般の方ってどういう感覚で家庭裁判所に、ここに家庭裁判所があるってことは、皆さん御承知されているのでしょうか。

御存じの方が多いと思います。

よそから来られた方はだいたい地裁の横に家裁があるというか、一緒にあるのが一般的と思われるかもしれません。そういう意味では、京都が特別であり、また、そこが京都家裁の売りかとも思います。地裁と一緒になれば、殺人犯もうろろしているかもしれないかと思いますが、そのような怖いことは京都家裁ではなく、のどかであると。基本的には少年事件を除いて暴力とは縁がない。最近では家庭内でもいろいろありますが凶悪犯罪とは縁がない、建物の都合もそうですし。これをアピールすることもいいように思いました。

情報の受け手が誰かというのはとても大事ではないかというふうに思いますが、大きく2つに分かれるのかなと思います。一つは、実際に本当に困って家庭裁判所を必要としておられるという方であり、他方は、もっと一般的に一国民として、これから家庭裁判所の存在を知っておいてほしい方ということになるのだと思います。具体的に困っている方は、先ほどおっしゃっておられましたけれども、家庭裁判所は相談機関ではありませんので、別に掘りおこしが必要かというともう具体的にお困りなわけですから、逆にここはむしろ来るなという広報が、つまりここは相談機関ではないので、じっくり相談を受け付けてほしいのであるならば、弁護士とか司法書士とか法律の専門家の方のところに行っていただく必要があって、家庭裁判所はあくまでもその手続を説明するところであるということをお初めに言っておいてあげないと、期待して裁判所が助けてくれると、敷居が低くなって安心して親切かなと思って来てみたら、我々ができるところはここまで、あとは弁護士のところに行ってくださいと言われたら、逆に失望されるのかなというふうに感じるので、むしろ最初の段階で我々ができるところはここまで、我々の役割はここですよというところは明確に示してあげたほうが親切なのではないかなというのが、まず広報のスタンスとして具体的に困っている方に関してはそっちのほうがいいのではないかなというのが個人的意見です。

それともう一点、一般的な制度説明というのは、まさに国民に広く裁判所の役割を知らしめるということなのですけれども、私は自分自身が日ごろ教鞭をとっておりますので、強く感じることは教育者を教育するということがほんとに大切だなと思います。というのは実は私は家庭裁判所のビデオの中ですごくお気に入りが1本ありまして、少年審判の手続をドラマ仕立てにしているものです。それを毎回毎回ホームペー

ジからこの裁判所にあるかなとか思ってずっと探すんですけども、貸出ビデオがありますとはホームページに載っていても、それを具体的にどういうふうに借りてどんな手続をとるのかという説明は載っていないのです。ですので、結果的には全部電話して聞けってということになるのだと思います。たまたま私はこういう仕事をしていて、そのビデオの存在を知っていて目にしたことがあるので、毎回毎回お気に入りですけれども、そういう機会が先生方にないとそういうものが分からないということになるように思います。また、特に感じるのは中学生やむしろ小学生になるとビデオがあります。しかし、一番知ってほしい高校生向けとか大学1回生ぐらいの今から大人になる、社会人に向けて準備しなければいけない層をターゲットにした資料というのがほんとに少ないのです。大学1回生の前期のゼミなんかでしたら、法学部と言ってもほんとに高校生と同じですので、そういう流れのまとまりのいい資料なんか30分ぐらいのビデオがあると、とても使い勝手がいいのですが、それが残念ながら整っていないと感じます。裁判員制度とかに関して、一気に映画とかがどんどん出てきて役立ちましたが、もっと様々なビデオがあったら、ちょうど30分ぐらいでその前後説明したりするのに90分講義でやりやすいというのがあります。あともう一点は、先ほど積極的に庁舎を開放して下さって見学会とかもすごくやって下さっていて、これは大変評価すべきことだろうと思います。しかし、大学の90分講義ではあるのですけれども、じゃ学生を学外へ連れ出して見せて学校に戻るということになってきますと、当たり前ですけども90分では足りないので、どうしても2コマ連続でというような制約が出てきて、連れて行ってあげたいのだけれども、もう大学生なのだから一応お知らせはするけど自分たちで行きなさいということになってしまって、みんなじゃ行きましょうというのには制約がないようで結構あるのですね。それを考えたときに、まして高校生の先生とか中学生の先生とかになると難しいだろうと思います。そういった意味でも、ビデオ資料とかDVD資料は大変いいように思われ、DVD教材なんかを適宜、もっと適切なものがたくさんふえて、それを学校の先生が知ってくれたら随分と違うんじゃないかなというふうに思いますというところを感じました。

ほかの方、いかがでしょうか。

一般企業、あるいは社会全般の広報の活動は、物を売ったりサービスを提供したりして、いわばその前提となるのは競争でございます。競争ということは他との差

別化を図って業績を上げるということなのですから、裁判所における広報活動は全くそういう概念とは異にしておりまして、おっしゃっていただいたように利用しやすく分かりやすい裁判の実現です。先ほどもありましたように、家庭裁判所を現実に今必要としている人は、もうそれは分かって利用しているわけですから、あえて広報は要らないと思います。しかし、一般の方々を対象に、利用しやすく分かりやすい裁判の実現を図ろうとすれば、そこにはやはりどういうツールを利用し、あるいは活用していくかというようなことを考えていく必要があるかと思います。庁舎見学などはその1つとして非常に成果を上げてらっしゃるように聞いておりますが、私が思いますのは、新聞の市民版と言いますか京都新聞の市民版に「まちかど」欄というのがありますが、そういう欄などに定期的に京都家庭裁判所はこんなところですよ、そもそもどういう仕組みになっており、実際にはこんな事例もありましたよといったようなことで、可能な限りそういうことを定期的に掲載し、定期的なアナウンスをしていただくことによって、広く皆様のもとに制度説明などをお届けできると思います。また、特にテレビ画面で京都家庭裁判所の裁判官の方なり、そのほかの方々が登場いただくと、非常に一般の方々には分かりやすいのではないかなというふうに思いますが、これは実際に府民だよりだとか市民新聞などが広く市民に受け入れられているように、地元の報道機関の方々の御協力をいただければ、さらに大きな成果が上がるのではないかと考えております。

私のところは精神保健のことですので、同じように病気に別にみんななりたいわけではありません。ですので、広報としては、なったときにどうするかということだと思います。具体的には、病気の一般的なこと、病院ならどこに行きましょうということを資料として作るようになります。そういうのは多分、裁判所も同じで、こんな事件があったらこういうところへ相談に行きましょうとか、こういうところで困ったら弁護士が相談に乗ってくれますということになるのだと思います。

それともう一つは、普及啓発の仕事なのでやっていると、言葉がどうしても医療業界って専門用語が多くて、難しいのをどう言いかえるかというのは始終苦労します。法律用語も同様で、どういうふうにかみ砕くかというのが、医療用語以上に難しく、かなり工夫がいるのかなと思います。私どもが講演で、そういう状態とか病態について、どう言いかえて、どう伝えたら、どう分かるかとか、それが例えば患者さんと家族とかの場面だとどう伝えるかとか、それから市民向けだったらどう伝えるかと、人

によっても変わってくるのですけども、それをどういうふうにかみ砕くかというのはすごく工夫がいると感じています。裁判所も同様で、どうしても法律の用語って定義がきちんとしているので、言いかえとか、例えとか、かみ砕くのは難しいと思うのですけども、そこがやっぱりどこかもう少しあると分かりやすいように思います。でないと、実際読んでもなるほどなというようなことしかちょっと言いようがないところがあって、多分そういうあたりがもうちょっと変わってくるとまた広がりが出るのかなというふうにちょっと思いました。

私は商工会議所で、京都商工会議所もホームページを持っています。先日、学生に我々のホームページの印象を聞く機会があり、文字が多いということを言われました。探したい情報がなかなか見つけれないこともちょっと指摘を受けまして、反省をしました。要するに発信者側の思いと情報を受け取りたい側のニーズというのは、必ずしも一致してないと思いました。裁判所でいろんな広報、情報発信をされるかと思えますけども、受け手と言いますかターゲットが欲しい情報に目線を合わせて発信していくということも私は重要と思いました。ただそういう意味では今日紹介がありました紅葉のシーズンに庁舎の見学会は非常にすばらしいと思いました。

弁護士会でも近年非常に広報には力を入れております。弁護士会も十分なことができているわけでは決してございませんので、反省ということで申し上げますと、どうしても弁護士が市民に伝えたいことを伝える、訴えたいことを伝えるというのを広報活動として行ってきたところがある。そうではなくて利用者の方が知りたい情報を発信するというふうに、広報そのものの方針を転換する必要があるというのが、ここ最近の反省点であると聞いております。そういうこともあって数年前に外部の方も一緒になって、弁護士会としての広報戦略に基づいて今はしていると聞いています。

難しいところは、これも先ほどお話がありましたけども、いわゆる商品の広告とは違いますので、弁護士会とか裁判所の広報といえますのは、例えば特に弁護士会であれば、これは裁判所も共通だと思いますけれども、1つは敷居が非常に高い、何か取っつきにくいっていう心理的な障壁がありますので、これを取り払うための活動広報というのが大事だということと、いざとなったときに必要な情報にアクセスしやすい、物理的な情報の障壁を取り払うということ、この2つはやはり大事なことなのかなというふうに思っております。その意味で弁護士会などもホームページの拡充も大分進

めていて、一々発注していると予算が間に合わないので、今は会内でできるように職員を育てているところがあります。スマホ対応も先般済ませました。やっぱり今はスマホで皆さん情報を探されて、検索されて情報に行き着くというのが普通になっています。特に若い人はそうなので、それに対応できていないと情報に行き着かないというところがあるのかなと思います。そういう意味では京都家庭裁判所のホームページがありますので、これをぜひ拡充していただいて、必要な情報、キーワードを入れるとそこへたどり着けるような形でちりばめておいていただいて、アクセスできるようになるとよろしいのかなというようなことは感じました。京都家庭裁判所の広報のページをこの前、拝見したんですけど、記事が二、三行しかなかったです。しかもこれからやる行事の記事っていうのがなくて、何か1年ぐらい前とか2年ぐらい前にやった行事の報告しか載っていませんでした。だからそういうのをもっと利用していただいたらアクセスしやすくなるのではないかなというのはちょっと感じました。

今裁判所のホームページの話が出ましたが、裁判官委員の立場からいかがですか。

非常に耳の痛い話だなと思いながら聞かせていただきました。それと非常に参考になった点が多々あります。私は今、成年後見事件を担当していますが、比較的皆さんに身近というか、誰でもかかわり得る問題をやっています。その意味で利用者の方の目線に立ってというのは、非常に考えさせられたところです。これからどうやって後見制度をやっていくかというところで、実はいろんな広報をしようとして検討しています。それから先ほど手続案内と相談は違うというところとの兼ね合いなのですけれども、実は後見のところもそこがなかなかごちゃごちゃになってくる場所のところとして、できれば皆さんにいろいろ対応してさしあげたいというふうには考えておりますので、どうしても内容が相談になってしまう、相談になってしまうとまずいと言われているとちょっと困ったと、そういうところをどうしようかなと考えているところです。実はここにいらっしゃっておられる弁護士会さんとか司法書士会さんを巻き込んで、何とか対応できないかということ画策しておりますので、これからはいろいろ御協力願いたいというふうに思っております。非常に参考になりましたのでありがとうございます。

最後にどなたかがいかがですか。

広報はどうしてもやりっ放しになりますので、効果測定という意味合いでは司法書士会でも相談会、イベントのときには、このイベントや相談会をどこで知りまし

たかというアンケートを採るようにしています。またホームページについてもアクセス解析を検証しますと意外なことが分かったりします。司法書士会ホームページへのアクセスはそこそこありますが、一番のユーザーは地方自治体の職員であったりします。いわゆる職務上の請求用紙を使って請求してきた司法書士が、ほんとに京都司法書士会の司法書士かっているのを見るためにホームページにアクセスしてきているというのが実は大多数で、一般の市民の方らしいアクセスはちょっと悲しいかな少なかったというふうな実情もありますので、その辺のアクセス解析などもちょっと検証していただくと有益な情報が得られる可能性があるかと思います。

本日は多くの貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。非常に参考になる、あるいは多くの示唆をいただくような御意見等もございました。今後の裁判所の広報活動に参考にさせていただこうと思っております。今後とも御協力のほど、何とぞよろしく願いいたします。